

資料一 3

土砂災害警戒避難に関わる
前兆現象情報検討会

平成17年台風14号における土砂災害と前兆現象

平成18年2月17日

国土交通省 河川局砂防部

財団法人砂防・地すべり技術センター

平成17年台風14号におけるがけ崩れの発生と前兆現象（宮崎県山之口町五反田地区）

【山之口町の災害対応】

土砂災害警戒避難基準の情報が宮崎県から伝達されていたが、避難勧告は発令せず、自主避難の呼びかけを継続。その後、がけ崩れにより死者1名。

【時系列の雨量情報等と発生した事象】

- 9/5 5:28 大雨・洪水警報発令
- 12:00 自主避難の呼びかけ
- 16:15 都城土木事務所より土砂災害発生基準 (CL 超過の FAXによる伝達。
町でこの情報が到着しているのに気がついたのは、県が情報伝達してから約2時間遅れであった。また、地域防災計画の避難勧告発令の判断基準は「がけ崩れ、土石流が発生、またはおそれがある時」であり、この時点では避難勧告は発令せず。
- 16:30 がけから水が噴出しているという土砂災害の前兆現象を住民が町に通報。それを理由に町は避難勧告を一部地域 (同町五反田地区の公民館付近のみの8世帯) に発令

9/6 5時頃 避難勧告を出していなかった、同町五反田地区の公民館東側の箇所で、がけ崩れにより死者1名。

【課題】

前兆現象の通報に基づき、危険が迫っている地域に避難勧告を出したのは的確な対応であった。しかし、結果的には避難勧告をだす範囲をもう少し広く取っていれば良かったという事例であり、前兆現象による避難勧告の発令範囲の設定が課題。

被災箇所と前兆現象の関係



平成17年台風14号における土石流の発生と前兆現象 (宮崎県日之影町神影上地区)

日之影町の災害対応】

土石流により、8戸が被災を受けたが、町の出した自主避難の呼びかけに基づいて、住民の自主的な避難が実施され、人的被害は発生しなかった。

過去の災害経験から、河川水位に基づき避難勧告が発令された。

【時系列の雨量情報等と発生した事象】

9/4 21:50 大雨 洪水警報発令

9/5 13:00 自主避難の呼びかけ

20:20 宮崎県から土砂災害警戒避難基準を超えたことを、西臼杵支庁より土砂災害発生基準 (CL) 超過のFAX及び、自動応答による伝達

地域防災計画の避難勧告発令の判断基準は、「災害の発生、またはおそれがある時」であり、この時点は避難勧告は発令せず。

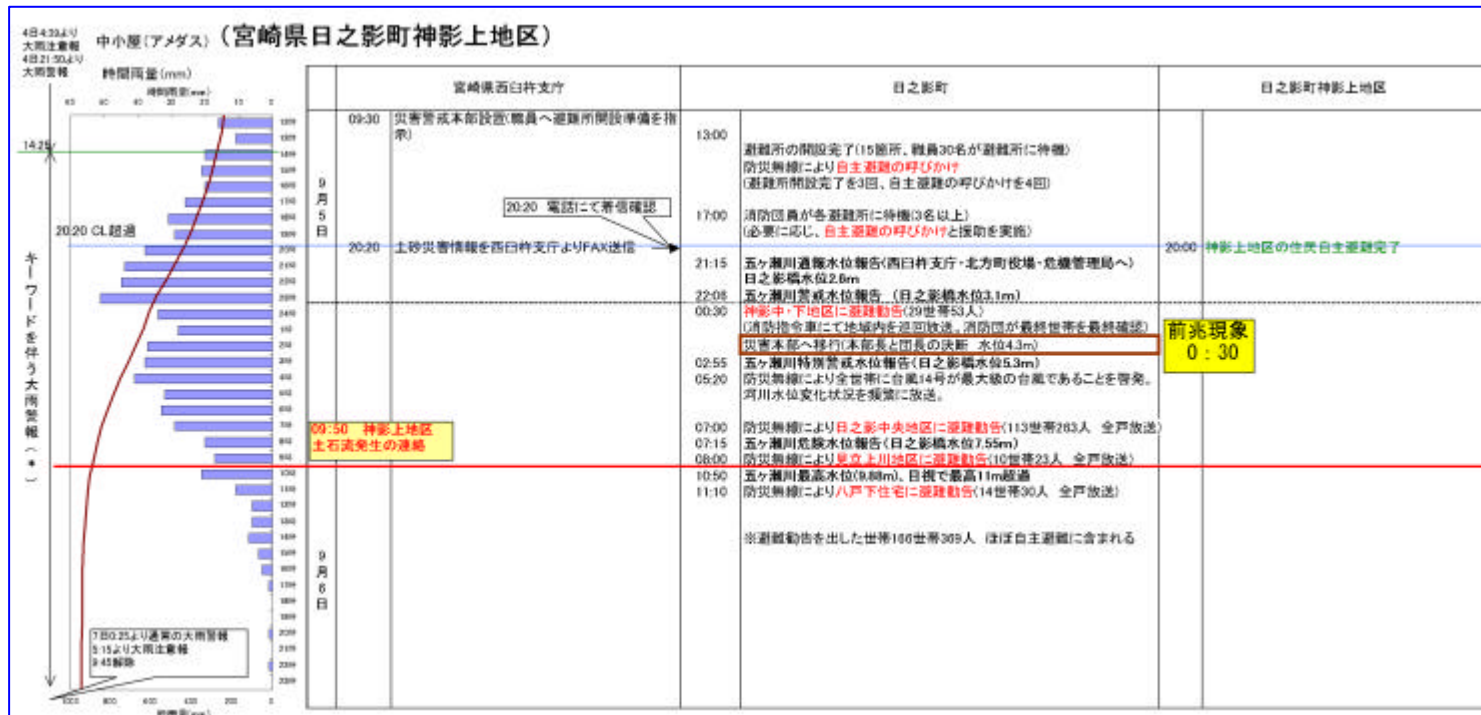
9/6 0 30 過去の最高水位 (4.3m) となったため、神影中・下地区に避難勧告発令

2:55 五ヶ瀬川の日之影橋における河川水位が危険水位を示す。

7:00 見立上川地区の10世帯 (23人) に対し避難勧告

9:50 同町内の、神影上で土石流が発生し、8戸が被害を受けたものの、人的被害はなし。

被災箇所と前兆現象の関係



平成17年台風14号における土石流の発生と前兆現象 (鹿児島県垂水市小谷地区)

【垂水市及び被災した住民の災害対応】

垂水市は、大雨洪水警報や、鹿児島県の発表した土砂災害警戒情報を参考に、再三の自主避難の呼びかけを実施していた。新城小谷川下流では、河道侵食や越水に基づき、適切に避難勧告は発令されていない。

【時系列の雨量情報等と発生した事象】

- 9/5 8:55 大雨洪水注意報(6:20)の情報を元に、自主避難の呼びかけ
 17:55 新城小谷川 国道上流約50m 右岸浸食 (w=8m)
 19:50 鹿児島県により土砂災害警戒情報が発令
 地域防災計画の避難勧告発令の判断基準は、「連続雨量150mm、時間雨量50mm」であるため、土砂災害警戒情報と連動して、自動的に避難勧告を出すことはなっていない。結果として、再度自主避難の呼びかけでとどめる。
 21:20 鹿屋土木事務所より土砂災害発生基準(CL)のFAX及び、自動応答による伝達。
 9/6 8:46 小谷川越水
 9:30 土石流の発生により3名が死亡。

【課題】

避難勧告の発令については、土砂災害警戒情報(9/5 19:50)、土砂災害危険基準雨量(9/5 21:20)が鹿児島県から出されていたものの、市町村防災計画では雨量の基準で「連続雨量150mm、時間雨量50mm」という規定があったため、避難勧告を出すための根拠としては活用されなかった。

被災状況
 土石流, 死者3名(70才代)

